

福祉用具

上限額、7月に公表

厚労省 貸与業者へ準備促す

厚生労働省は17日、均貸与額と貸与上限額
福祉用具の全国的な平均を7月ごろ公表すると
自治体に事務連絡し
10月から上限額を

超えた貸与は介護保険
給付の対象にならない
ため、3カ月間を準備
期間として貸与業者に
価格変更などの対応を
促す。

福祉用具貸与をめぐ

っては、不当に高額な
貸与をなぐすため、10

月から商品ごとに上位

約16%の価格を上限額

に設定することになっ

ている。平均額、上限

額とも、およそ1年に

1度見直すことも決ま

っている。

また事務連絡では、

福祉用具の製造業者と

輸入業者は5月10日ま

で「TAISコー

ド」か「福祉用具届

出コード」を取得する

ことを周知するよう求

めた。

貸与業者が介護給付

費を請求する際には

「TAISコード」か

「福祉用具届出コー

ド」が必要になり、現

在使っている暫定的な

商品コードは6月貸与

分から、国民健康保険

団体連合会の審査で返

戻扱いになるとしてい

る。

(榎戸新)